

平成 20 年 11 月 26 日

送金サービス等に関する意見

ヤフー株式会社
CCO 兼法務本部長
別所 直哉

送金サービス（収納代行、代金引換サービス等については次項に述べる）を銀行以外が行なうことができるように法整備を行うことについては賛成する。但し、現在、便利に広く使われている収納代行や代金引換サービスなどのサービスと比して利用者の負担が多くなったり、利用者の利便性が損なわれるものとなったりすることは望ましくなく、また、加重なものとなってイノベーションを阻害することのないような規律とすることを目指すべきである。なお、資金の滞留期間の長さや、他のサービスに付随してなされるか送金サービスのみが単独で提供されるかなどの条件により規律を変えていくことの是非も今後議論されるべきである。

収納代行、代金引換サービスについては別途の整理が必要であり、講学的な位置づけからその性格を決めるのではなく、「代金等の收受権限を有して代金を受領し、受取人に引き渡す」もので、システミックリスクに結びつかないものについては、政策的観点から現在の収納代行・代金引換サービス等がそのまま適正かつ適法（マネーロンダリング規制も受けない）となる枠組を明確にすべきである。なお、支払人、受取人が事業者であるか個人であるかに関わらず事故が発生していない実態と、特に CtoC については受取人である利用者も信頼できる先を慎重に選択している実態等に照らして受取人保護のための特別な法律的枠組が直ちに必要といえるまでは至っていないといえる。これについては、例えば、利用者がその選択により安い規模が小さくて不安のある旅行会社のツアーを選ぶか、高い規模も大きく安心できそうな旅行会社のツアーを選ぶかということと本質的には変わらないことであり、その選択枝を利用者に与えず一律の枠組を強制することは利用者のためにもならないと言えよう。また、収納代行や代金引換サービスの提供会社もリスク管理の視点から不必要に高額なものを取り扱ってはいないが一方で利用者ニーズは存在している。この点については、受取人が集金方法として当該事業者を選択しなければ使われないことと、支払人にとっては收受権限が確保されていれば安心して使えることに照らせば金額の上限を現時点で決めなければならない理由もない。

以 上